

飯塚市支援対象児童等見守り強化事業費補助金交付要綱

令和3年12月27日

飯塚市告示第386号

(趣旨)

第1条 この告示は、主任児童委員または児童委員(以下「主任児童委員等」という。)が、孤立、育児不安その他の理由により、支援が必要である児童及び妊産婦(以下「支援対象児童等」という。)の居宅を訪問し、状況の把握や飲食物及び日用品(生活必需品)(以下「飲食物等」という。)の提供を通じて、見守り体制の強化を図り、児童虐待の早期発見及び早期対応を推進することを目的として、飯塚市支援対象児童等見守り強化事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助の対象者は、支援対象児童等に対し、必要な支援などを行う主任児童委員等とする。

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象事業は、次に掲げる支援対象児童等の状況の把握、飲食物等の提供に対する事業とする。

- (1) 飯塚市要保護児童連絡協議会に登録されている要保護児童、要支援児童、特定妊婦のうち、定期的な訪問等により、見守りの必要がある世帯
- (2) 地域社会から孤立しがちな子育て家庭や、子育てに不安感を持つ家庭等のうち、定期的な訪問等により、見守りの必要がある世帯
- (3) その他特に市長が必要と認める世帯

(補助金の対象経費等)

第4条 補助金の対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする主任児童委員等は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付すると決定した者(以下「補助対象者」という。)に対しては、補助金

交付決定通知書により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書によりそれぞれ通知するものとする。

(概算払)

第7条 補助対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(以下「概算払請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により概算払請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(月次報告)

第8条 補助対象者は、第3条に規定する事業を実施した月(以下「実施月」という。)の翌月10日までに、実施月分の児童等の状況について、補助金月次報告書により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、事業を完了した月の翌月10日までに補助金実績報告書により、その事業の実績を市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、その成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金額確定通知書により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。

(2) 目的外に補助金を使用したとき

(3) その他規則及びこの告示に違反したとき。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

対象経費	補助金の額
<p>第3条の規定による事業を行うに当たり要する費用であって、次に掲げる費用のうち市長が認める経費</p> <p>(1) 支援対象児童等に飲食物等を提供する費用</p> <p>(2) 支援対象児童等の居宅訪問に係る費用</p> <p>ア 移動に係る経費</p> <p>イ 連絡に係る経費</p>	<p>左欄に掲げる対象経費の総額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、1世帯につき、月1回の訪問において当該各号に定める基準額を超えない額であって、予算の範囲内で市長が決定した額</p> <p>(1) 2,000円(税込)を上限とする。</p> <p>(2) ア及びイに係る経費の合計金額は1,000円(固定)とする。</p>